

関経連沿革

—設立からの軌跡を振り返る—



発会式で祝辞を述べる吉田茂首相
(1946年10月14日)

1946年8月、経済人11名が世話をとなり設立世話人会が、さらには70名の発起人による発起人会が設けられた。そして、9月に開催された第2回発起人会において、「関西経済連合会」を10月1日に設立することを決定した。設立総会では、東洋紡績(現 東洋紡)が発足することを決定した。

当会は任意団体として発足したが、その活動が広範多岐にわたるにしたがい、公益法人としての組織を確立し、責任の所在を一層明確にするため、社団法人化をめざすことに決議し、翌年5月31日に通商産業大臣の許可を得て、「社団法人関西経済連合会」として新たなスタートを切ることとなつた。

社団法人への改組

務局は大阪商工会議所の調査部門を引き継ぐ形で発足し、旧大阪商工会議所ビル(大阪市北区堂島)内に置かれた。

設立時の会員数は163名。事務局は大阪商工会議所の調査部門を引き継ぐ形で発足し、旧大阪商工会議所ビル(大阪市北区堂島)内に置かれた。

関西経営者協会の事業承継

2007年12月、関西経営者協

会(以下、関西経協)と当会は、両団体の統合をめざすことで基本合意した。当会としては、これまでの事業と関西経協が実施する労働政策にかかる事業を統合することにより、事業活動の幅が拡充され、総合経済団体としてわが国経済の発展に一層寄与できると判断したものである。

その後、両団体は2008年の4月、5月にそれぞれ開催した総会にて、統合に向けた協議を行うことを正式に決定。6月には両団体の専務理事をトップとする統合検討会議を設置し、以後、統合時期や統合後の事業、会員資格、会費設定等に關し具体的な協議を行った。

相談役



会長
森 詳介
関西電力
相談役



評議員會議長
津村 準二 東洋紡相談役

発会式で祝辞を述べる吉田茂首相
(1946年10月14日)

関西に関西財界の意見を結集し表明する独自の総合経済団体を設立しようとする動きは戦前からあつたが、実現しないうちに終戦を迎えた。東京では1946年8月、日本経済連盟会が解体して経済団体連合会(現 日本経済団体連合会)が発足。そして関西でも、京阪神を中心として新しい総合経済団体の設立に向けた動きが具體化していく。

1946年8月、経済人11名が世話をとなり設立世話人会が、さらには70名の発起人による発起人会が設けられた。そして、9月に開催された第2回発起人会において、「関西経済連合会」を10月1日に設立することを決定した。設立総会では、東洋紡績(現 東洋紡)が発足することを決定した。

当会は任意団体として発足したが、その活動が広範多岐にわたるにしたがい、公益法人としての組織を確立し、責任の所在を一層明確にするため、社団法人化をめざすことになった。1971年10月1日に開催した第26回定期総会にて社団法人化を決議し、翌年5月31日に通商産業大臣の許可を得て、「社団法人関西経済連合会」として新たなスタートを切ることとなつた。

当会は、旧関西経協会員の当会員への移行に対応するため、新たな会員種別として「乙種会員」

これをふまえ、2009年2月23日、両団体はそれぞれ臨時総会を開催。5月25日をもって関西経協は解散し、同団体が実施してきた雇用・労働に関する事業、会員、事務局機能を当会が承継することを正式に決定した。

当会では、旧関西経協会員の当会員への移行に対応するため、新たな会員種別として「乙種会員」

を設定。主な事業を承継する担当部門として新たに労働政策部を設置し、労働関係法制の制定・改正等の会員企業へのタイムリーな情報提供や雇用・労働政策に関する政策提言の強化、人事労務分野の専門人材の育成支援、中小企業と大企業との交流・連携の機会創出等に取り組むとともに、関西経協が連合大阪と共に開催してきた大阪労使会議を引き継ぐこととした。また、経団連や各地経営者協会との連絡・調整機能を担うための組織として、当会内に「大阪経営者協議会」を設置した。



下妻 関経連会長と辻井 関西経協会長による記者会見（2009年2月）

公益社団法人への移行

2008年12月1日、公益法人

3法の施行日をもつて自動的に「特例民法法人」となり、その後5年間の移行期間内に公益認定申請を行いうか、一般社団・財団法人への移行を申請することとされた。この制度改革の目的は、非営利組織の活動の活性化を通じて公益の増進および活力ある社会の実現をはかろうとすることがある。当会は、本改革の趣旨に賛同するとともに、1972年5月31日の社団法人への移行後、公益に資する活動の実績を積んできたことをふまえ、自らの活動が関西および日本の発展に寄与することができたことをふまえ、自らの活動もって、公益法人への移行をめざすこととした。

まず、2009年2月23日の臨時総会において、新法に準じた体制を整備するための定款変更を決

制度改定関連3法（「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」）及び「公益社団法人及び公益財團法認定等に関する法律」が施行され、新たな公益法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、新たな公益法人制度がスタートした。本制度のもとでは、旧民法第34条に基づき設立された社団法人・財團法人は、3法の施行日をもつて自動的に「特例民法法人」となり、その後5年間の移行期間内に公益認定申請を行いうか、一般社団・財団法人への移行を申請することとされた。

この制度改定の目的は、非営利組織の活動の活性化を通じて公益の増進および活力ある社会の実現をはかろうとすることがある。当会は、本改革の趣旨に賛同するとともに、1972年5月31日の社団法人への移行後、公益に資する活動の実績を積んできたことをふまえ、自らの活動が関西および日本の発展に寄与することができたことをふまえ、自らの活動もって、公益法人への移行をめざすこととした。

事務所の移転・拡充

- 1946年10月
旧 大阪商工会議所ビル
- （大阪市北区堂島）内に設置
- 1952年6月
旧 ダイビル本館に移転
- 1965年9月
旧 新ダイビルに移転
- 1975年5月
中之島センタービルに移転



中之島センタービル全景
(写真提供: 中之島センタービル
(大阪地区開発株式会社))

（創立25周年記念事業の一環として）

創立趣旨（1946年10月1日）

日本経済再建の基底は戦災の復興であり、産業の急速なる振興であることは論を俟たない。然るに現実の姿を観るに戦時中我国産業は世界経済より完全に孤立し畸形的自給自足体制を余儀なくせられ、加ふるに長年に亘る凡ゆる産業の軍需生産集中の結果は、産業構造として極めて跛行的なる不自然状態を露呈し、更に敗戦に基いて生じた経済秩序の破壊と虚脱状態は、一種の経済恐慌現象をもたらしたと見るべきであつて、これを如何に整理し常道に引戻すかはなかなか容易なことではない。然し乍ら斯る混乱を脱却して経済機構の新しき姿及び正しき理念に基く再建設は我々産業人に課せられた重大使命であつて、その実現に幾多の困難を予想せらるゝが、我々としては飽迄将来の希望を強く期待して止まないものである。

経済再建の諸施策については政府の措置に俟つべきもの多大であるが、又一方経済民主化への転換を急速且つ適確ならしむる為には、産業人自らの主觀的判断に基く旺盛なる企業心を振起し、之が総意の結果を具現化するの要亦切なるものがある。

即ち新しき復興経済に対する指導性の確立は、産業人を基本母体として始めて科学的な平和経済の育成を促し得らるゝものと信ずるのである。之が為には業界に於ける凡ゆる産業人の常に緊密なる連繋と、隔阂なき意見の交換を求め、十分且つ合理的な考慮と実行力をと盛り上げた同志結合機関の存立を期待せねばならない。

如上の趣旨に則つて、今般広く関西一円の経済団体、法人個人を打つて一丸とし、重要財政経済問題に対し周到適切なる科学的検討を加へ、産業人の自由なる創意と活潑なる活動を促進する綜合研究機関として本会の設立を発起した次第である。

固より関西産業人の互助提携を基盤とした親睦団体であつて、自由なる討議と中正なる判断とに依り、産業人の総意を産業復興の促進に指向して自主的経済体制の確立を助成せんとするもので政治的性格は毫末も之を帶びてゐない。

而して東京都に於て新に発足したる経済団体等とは、常に緊密なる連絡を図り、積極的に協力せんとする建前であつて東西相呼応して共々に新生日本の経済再建に寄与せんとするものである。

茲に関西産業人の絶大なる協力と支援とを得て有力なる自主的経済団体の発展と其の育成を念願して止まない次第である。